

第 1 回
食料・農業・農村政策審議会
生産分科会

平成13年3月23日

農 林 水 産 省

午後２時００分 開会

○総務課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第１回食料・農業・農村政策審議会生産分科会を開催いたします。

私、生産局総務課長の町田でございます。分科会長が選出されるまでの間、私が司会進行を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、ご出席をいただいております委員の皆様方を五十音順に紹介させていただきます。

今村委員でございます。

黒河委員でございます。

坂本委員でございます。

豊田委員でございます。

増田委員でございます。

続きまして、特別事項を調査・審議していただく臨時委員の皆様方を五十音順に紹介させていただきます。

犬伏委員でございます。

今井委員でございます。

梅津委員でございます。

岡本委員でございます。

岸委員でございます。

木村委員でございます。

内藤委員でございます。

中村委員でございます。

羽山委員でございます。

茂木委員でございます。

山家委員でございます。

吉田委員でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、千葉委員、寺崎委員、松田委員が、所用によりご欠席となっております。

次に、本分科会の分科会長を選出していただくわけでございます。食料・農業・農村政策審議会令第６条第３項の規定によりまして、本分科会の分科会長の選出は、委員の互選

によることとされております。つきましては、会長の互選について、何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。黒河委員。

○黒河委員 食料・農業・農村につきまして幅広い見識をお持ちである、従前の畜産振興審議会の会長をお務めになっていた今村先生を会長に推すことにつき、提案したいと思います。

○総務課長 ただいま、黒河委員から、今村委員に分科会長をお願いしてはどうかとのご提案がございましたが、どうでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○総務課長 ご異議なしということでございますので、皆様の互選によりまして、今村委員が分科会長に選出をされました。

それでは、今村委員、分科会長席の方へお願いします。

それでは、ここで今村分科会長からごあいさつをいただきたいと思います。

なお、これからは、今村分科会長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○今村分科会長 ただいま分科会長に選任されました今村でございます。

私、本審議会の方の会長もやっているのですが、分科会の方までやらなくてはならないのかというふうに思っているのですが、皆さんから選ばれたものですから致し方なくやらさせていただきます。

皆さん方、これからこの分科会における審議等につきましては、たくさんのご意見を活発にいただきたいと、こう思っております。

あいさつを兼ねて、日ごろ考えていることをちょっとばかりしゃべらせていただきたいと思いますけれども。というのは、会長なんかやっていると、そういうしゃべる機会がないものですから、ここならいいかと思ひまして。

かねてから、農業というのは生命総合産業で、農村はそれを創造する場である、こういうふうに私なりに考えてきました。もちろんこの表現は、形式は違うのですが、新しい基本法の精神を私なりに表現したつもりでおります。生命総合産業というふうな言い方です。

つまり、言いたいことは、生命の維持、人間の維持に不可欠な食料、あるいは食料品を生産するという、供給するというだけではなくて、人間の拠って立つ国土を保全し、あるいは水とか緑、これも不可欠ですからこれを維持保全し、あるいは景観や文化といったようなものを保全するという意味で、極めて総合産業だというふうに思っております。それ

をちゃんと実現するのは、農村という場であるというふうに考えております。

しかし、そうは言っても、一番やはり基本のところは、食料あるいは農産物の生産ということだと、そして、供給というところが、これが一番、農業の基本でございます。しかし、それを考えた上で、何をどれだけ、どうつくるか、どういう方向でつくるか、さらにはどういう主体がどういうシステムでつくるか、こういう問題は常につきまとう問題でございます。

よくよく考えてみますと、この政策審議会の中には五つの分科会が今度、大統合されてできました。総合食料から、この生産から、経営分科会、農村振興分科会、それから主要食糧というふうに五つの分科会ができましたけれども、私どものこの分科会が、みんなそれにかかわるわけです。何を、どれだけ、どうつくったらいいか、自給率も上げながら何をつくるか、これは総合食料の、あるいは主要食糧の方にかかわりますし、それから、だれがどういうシステムをつくるかというのは、これは経営分科会の方にもかかわりますし、あるいは農村、どういう農村を目指すか、これは、例えばここで畜産廃棄物をどうするか、うまく景観とか環境を保全しながらちゃんとやっていかななくてはならないということになりますと、当然、農村という問題に常にかかわってまいります。

そういう意味で、生産というところをこの分科会は基点にしながら、ほかにも、境界領域が全部関連しているわけです。そういう広い視野で、この分科会でも皆さんから大いに活発なご意見、あるいは積極的な提言を大いにいただきたいと、こういうふうにまず一つは考えております。

それから、もう一つは、ご承知のことと思いますが、農政は、本当に大転換というか、「大」まで入れていいか、転換してきました。一言で言えば、「計画原理から市場原理へ」というふうに整理できるだろうと思います。

さて、その市場原理ということなんですけれども、これは理屈で言い出せばいろいろきりがありませんが、アダム・スミス、あるいは新古典派から今度は現在の経済学に至るまで、理論的にも、一言で言えば、私益を追求するという時代なのです。私益を追求することによって公益の極大化を目指すというふうに表現できるだろうと思います。

つまり、皆、私益を追求する、何とかうまく売りましようとか、もうけましようとか、これをやっていくと、社会全体の公益の極大化ができる、こういう理論が原点でございますが、しかし農業を今度は考えてみますと、ほかの産業とちょっと違ひまして、農地だとか水だとか山だとか、いろいろな地域に賦存している資源を使いながら、これをいかにうま

く効率的に、それと同時に環境破壊的ではないやり方でやっていけるのか。

つまり、そういう基本的な地域資源を維持しながら、新しいシステムを作り出していく、一言で言うと共益ということになります。共益の実現を通しながら、私益の極大化と公益の極大化を図る。そこで初めて国民的な支持も得られるような姿になるだろうというふうには、私なりに考えているわけでございます。

共益も、古い時代の共益ということになると、いわゆる水利組合等のことなんかがありましたけれども、よくよく考えてみますと、今度3月1日に農地法改正でつくれることになる株式会社というのは、これは主眼としては共益の実現の場である。農村側から、農業側からつくれればですね、私はそう考えているわけです。このことも、株式会社を農業にというのは、もう7～8年ぐらい前から私なりにずっと考えてきたことでありまして、随分色々な方から、農水省のお偉いOBの方々から大分たたかれましたけれども、断固として、一定の条件をきちっとその間守る。考えてみたら、株式会社をつくってやると、農地の転用なんて簡単にできないんです。いや、いいじゃないですか、一集落一村を株式会社にして、それで奥さん方は独自産業で、朝市もやります、加工もやりますと、年寄りの人たちが母ちゃん方と一緒にになっていろいろなことをやる。それを初めとしていろいろなことができる可能性があるのです。

つまり、新しい時代の共益の実現を追求しながらどうやっていくかというふうな姿、そういう姿が、また皆さん方、この生産分科会から、どういう生産の仕組みをつくるか、どういうシステムをつくるかということに関係してくるだろうと思う。そういう意味で、生産というのはやはり一番基本ですから、皆さん方に自由闊達にやっていただきたいと思っていますところであります。

あと、専門的な事項については部会を設けて、畜産物の価格の問題だとか、甘味資源とかいろいろなことがありますけれども、これはまた専門的にやっていったらと思いますが、この分科会では、そういう意味で非常に広い視野から、それで境界領域に向かっていろいろ発信して、お互いに議論というか切磋琢磨して、新しい時代を提起していくような分科会にしていきたいというふうに考えています。

ちょっと長々とつまらないことをしゃべったようでありますが、そういう精神で私、これから会長をやっていきますけれども、どうか皆さん方から活発な本当のご意見、真摯なご意見をいただいて、立派な分科会にしていきたいと、こう考えております。

本当にありがとうございました。よろしくお願いします。

それで、次にもう一つ、私から申し上げておくのは、会長代理を決めなくてはならないことになっております。これは、会長から指名するというのを規則上も決められておりますので、私から指名させていただきたいのですが、豊田委員を分科会長の代理にお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。これは嫌だとは言えないと、そういうことですのでお願いします。

次に、本日は大臣が、谷津農林水産大臣がご出席の予定であったわけですが、ご承知のように国会で今いろいろ問題が起こっておりまして釘付けになっています。農林水産大臣に代わりまして、生産局長の小林局長に、ごあいさついただきたいと思います。よろしくお願いします。

○生産局長 生産局長の小林でございます。

皆様、今日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

この分科会では、私ども生産局に関係する事柄が主でございまして、よろしくご審議のほどをお願いしたいと思います。

この座席表を見ていただきますと、関係課の課長名が書いてあります。非常に幅広い仕事になっていきますので、こういった面でもいろいろよろしくお願いしたいと思います。

今、会長からお話がございましたように、大臣、ぜひご出席したいという意向でございましたが、国会でやむを得ず欠席でございます。私の方から、大臣のあいさつを代読させていただきます。

第1回食料・農業・農村政策審議会生産分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、委員の就任にご快諾をいただき、また、本日はご多用中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、我が国の農業・農村をめぐる状況は、食料自給率の低下、担い手の減少、高齢化の進展等、困難な状況が生じている一方で、国民からは、食料の安定供給に対する要求や、多面的機能の発揮に対する期待が高まっております。

このような状況の下、本生産分科会は、中央省庁等改革の一環として新たに発足した食料・農業・農村政策審議会の下、従来の果樹農業振興審議会、甘味資源審議会、畜産振興審議会等の機能を引き継ぎ、新たに発足するものであります。

本生産分科会におきましては、基本法の理念の中心となる食料の安定供給の確保及び農業の持続的な発展を達成するために不可欠な農業生産の振興に関する施策を広く審議して

いただくこととなります。

具体的には、生産努力目標の達成に向けた基本政策の方向付けや、各種施策のフォローアップを行うとともに、各種基本方針の策定等を行うに当たってご審議をいただく場となります。

国民各界各層を代表する有識者であります皆様方に、実りあるご議論をいただくことを心からお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

平成 13 年 3 月 23 日、農林水産大臣、谷津義男。代読。

よろしくお願いいたします。

○今村分科会長 ありがとうございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。総務課長、お願いします。

○総務課長 それでは、ご紹介させていただきます。

小林生産局長です。

坂野審議官でございます。

山野審議官でございます。

永村畜産部長でございます。

以上でございます。

○今村分科会長 課長もついでに。ついでにというのは悪いんですけども、せっかくここに来られたのだから、何が担当かずっと自己紹介をしていただいて。

○衛生課長 衛生課長の松原でございます。よろしくお願いいたします。

○農産振興課長 農産振興課長の西川でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課生産振興推進室長 総務課生産振興推進室長をやっている野村でございます。よろしくお願いいたします。

○競馬監督課長 競馬監督課長の森でございます。

○食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の宮坂です。

○牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の五十嵐でございます。

○畜産技術課長 畜産技術課長の田原でございます。

○畜産総合対策室長 畜産総合対策室長の荒川でございます。

○植物防疫課長 植物防疫課長の齊藤でございます。

○生産資材課長 生産資材課長の吉田でございます。

○種苗課長 種苗課長の宮永でございます。

○果樹花き課長 果樹花き課長の宮田です。

○今村分科会長 ありがとうございました。

次に、審議会の運営につきまして、事務局から説明していただきたいと思います。システムが大分面倒なことになっておりますので、よろしく、総務課長お願いします。

○総務課長 それでは、お配りしたお手元の資料で、資料3（3）というのをごらんいただきたいと存じます。

資料3（3）は、「食料・農業・農村政策審議会議事規則」でございます。これは、本政策審議会の方で決定されたものでございまして、この議事規則が、この生産分科会の議事につきましても適用されるということでございます。

この中で、3条2項のところをごらんいただきますと、3条2項で「生産分科会の会議は原則として公開する」ということとなっております。

ただし書がございまして、公開することによりまして、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合、この場合には、会長、これは8条によりまして、分科会につきましては分科会長というふうにされておりますが、分科会長は会議を非公開とすることができるとのこととされております。

また、この規則の第4条にございますように、議事録でございますが、議事録は、一般の閲覧に供するものとされております。

ただ、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長、これも分科会長でございますが、分科会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとするところができるという旨、定められているところでございます。

以上でございます。

○今村分科会長 ありがとうございました。

ただいまご説明がありましたけれども、審議会は、原則公開ということにしますが、例えば畜産物価格の決定を行うというようなときに、これは公開したら大変なまずいことになってまいりますので、そういうのは当然非公開とします。これは、会長あるいは分科会長が決定ということになっておりますので、そういうことは事前にお含み置きいただきたいと思いますので、そのようにお願いします。

それで、本日は初会合でもありますので、本分科会の審議事項等について、事務局からさらにご説明いただきたいと思います。

○総務課長 それでは、まず、今般の政府全体の審議会、この見直しを踏まえました生産分科会の組織につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

資料4というのをごらんいただきたいと思います。今回新たに発足いたしました食料・農業・農村政策審議会生産分科会でございますが、これは改組前というのが右の方に掲げられてございますが、従来農林水産省に置かれておりました畜産振興審議会、甘味資源審議会、果樹農業振興審議会の機能、並びに農業資材審議会、農業機械化審議会、この機能の一部を統合してできるものでございます。改組後が左の方になってございます。

こうしたことから、生産分科会の審議事項は広範にわたるわけでございますが、のうち一定のまとまりを持ったものといたしまして、一つ目が、果樹農業の生産振興に關します施策、二つ目が、甘味資源作物等の生産振興に關します施策、三つ目が、畜産の生産振興に關する企画に係るもの、四つ目として、畜産物の価格等に關するこの4点、この四つの事項につきましては、その審議事項のまとまりからいいまして、それぞれ部会を設けて課題や論点等を整理していただくことが、機動的かつ効率的な審議を行う上で望ましいのではないかというふうに考えているところでございます。

このため、果樹農業の振興に關する施策をご議論いただきます果樹部会、甘味資源作物等の生産振興に關します施策を議論していただきます甘味資源部会、畜産の生産振興に關する企画に係るものを御議論いただく畜産企画部会、最後ですが、畜産物の価格等に關する施策をご議論いただきます畜産物価格等部会、この四つの部会を設置することとしてはいかがかというふうに考えてございます。

また、これら部会の議決につきましては、原則として分科会の議決とみなすこととしてはいかがかというふうに思っているところでございます。

なお、今回でございますが、今申しました四つの部会のうち、果樹部会と畜産物価格等部会を先行して設置することといたしまして、甘味資源部会及び畜産企画部会につきましては、審議すべき事項が生じた段階で設置することとしてはいかがかというふうに考えているところでございます。

以上、申しましたものをまとめたものが資料5ということで、「食料・農業・農村政策審議会生産分科会における部会の設置について（案）」ということでお示しをいたしております。よろしくご検討いただきますようお願いいたします。

○今村分科会長 ありがとうございます。

今、この生産分科会がどういうものを統合しながらやってきたかというのは、資料を読

んで分かりましたし、その上で、部会を設けなくてはならない。当面、果樹部会、それから畜産物価格等の部会、昔の畜振に当たる部分、畜振の一部、あるいは重要部分に当たる部分、これを設けたい。ただ、甘味資源部会、畜産企画部会は、当面具体的なテーマがないので、いずれ出てくる段階で設けたいという予定になっております。

皆さんにお話ししたいのは、この四つの部会を設けることについて、ご異論がないかどうかということをお話ししたいと思うのですけれども、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○今村分科会長 ありがとうございました。

それでは、特段ご異論もございませんので、資料５の「食料・農業・農村政策審議会生産分科会における部会の設置について」というのは、生産分科会の決定事項とさせていただきますと存じます。

次に、事務局から資料を提出していただいております農業生産の振興に関する施策の中核をなす「生産努力目標について」をまず事務局にご説明いただき、その後、若干の質疑等の時間を設けたいと考えております。

なお、本日の会議は 16 時ごろまでを予定していますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、よろしくお願いします。

○生産振興推進室長 生産振興推進室長でございます。

それでは、お手元の資料 6 に基づきまして、生産努力目標につきまして、15 分程度お時間をいただきましてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1 ページをお願いいたします。生産努力目標のご説明をする前に、そのベースとなります食料自給率の目標につきまして、若干触れさせていただきます。

（２）に書いてございますけれども、平成 11 年 7 月に策定されました「食料・農業・農村基本法」におきましては、国民に対する食料の安定供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本としてこれと輸入・備蓄を適切に組み合わせて行うことと、このようにされたわけでございますが、その実現を図っていく際に、国内の農業生産が国民の食料消費にどの程度対応しているかということの評価する上での尺度といたしまして、食料自給率というのが大変有効な指標となっております。

そういう観点で、次の 3 ページをお願いしたいのですが、この新基本法の基本理念の実現に向けまして、去年の 3 月に策定されました「食料・農業・農村基本計画」、これにおきまして、基本的には、食料として国民に供給される熱量の 5 割以上を国内生産で賄うとい

うことを目指すこととされましたけれども、右の表にございますように、この計画期間、平成 22 年を目標でございますけれども、現状は、平成 9 年度の 41 %の供給熱量ベースでの食料自給率を、生産者や消費者等が取り組むべき課題が解決された場合に達成できる水準といたしまして、22 年度に 45 %の目標を設定されたわけでございます。

この食料自給率は、ご案内のようにその分母が消費量で、分子が生産量でございます。そういう意味で、(2) に書いてございますが、生産者あるいは消費者が、それぞれの課題の解決に向けて一体となって取り組んで、初めて達成できるものでございます。

このため、この基本計画におきまして、農業生産に関する取組指針として生産努力目標、もう一方で、食料消費に関する取組指針として次にあります「望ましい食料消費の姿」をそれぞれ掲げております。

本日は、この前段の方の農業生産に関する取組指針としての「生産努力目標」につきまして、以下でご説明をさせていただきます。

次の 5 ページをお願いいたします。

生産努力目標を設定するに当たりまして、近年の農業生産の状況でございますが、右の表は、農業総生産額の推移で見たものでございますけれども、60 年をピークに、その後、減少傾向にございます。

こういう中で生産努力目標を設定するに当たりまして、7 ページをお願いいたします。

(1) に書いてございますように、国内農業生産の増大を通じた食料自給率の向上を図るためには、国内で生産されたものが消費者や実需者に選択されることによって初めて実現されると、こういう考え方に立ちまして、(2) に書いてございますが、基本計画におきましては、それぞれの品目ごとに、生産性の向上、あるいは品質の向上等の課題を明確にいたしまして、これらの課題が解決された場合に実現可能な国内生産の水準を「生産努力目標」として掲げております。

これが右ページでございます。米、小麦以下、ずっと書いてございますが、このうち小麦を見ていただきますと、9 年の 57 万トン、22 年に 80 万トン、あるいは大豆は、現況の 15 万トン、25 万トンという形でございまして、水稻の作付けを行わない水田での有効利用の必要性等から、麦及び大豆を、本格的な生産の定着・拡大を通じ、農業生産拡大を図る戦略作物としてここでは位置づけております。

この生産努力目標というのは、あくまでも結果の数字でございまして、この数字を最終的に意味のある数字にするためには、(2) に書いてございます、まさに品目ごとのそれぞれ

れの課題を解決する必要があるわけでございます。

9 ページをお願いします。

9 ページ以降が、この基本計画に書いてございますそれぞれの品目ごとに、生産努力目標の数字を達成する上での課題というのを整理したものでございます。品目が多うございますので、ポイントだけをご紹介しますまいりたいと思います。

まず最初に米でございますが、需給バランスは、今から食料需要の拡大等が今後さらに図られるにしても、依然として潜在的な生産力が需要を大きく上回る状況が続くと。

それから、もう一つは、現在でも水稻をつくっている 5 ha 以上層の作付面積のシェアは約 1 割程度ということにとどまっております、担い手の規模拡大等による生産性の高い営農の展開というのが、今後不可欠になっている。

そこで、取り組んでいく課題といたしましては、何といたっても米の需要に即した計画的な生産、それから、米と麦、大豆、飼料作物等を組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開等々が必要という状況になっております。

11 ページをお願いいたします。

小麦でございます。右のグラフにございますが、最近の生産は凸凹しておりますけれども、米の生産調整の規模や単収の変動によって凸凹しておりますが、大体横ばいでございます。

その上の表に小麦の需要が書いてございますが、国産小麦の大部分は、日本めん用需要、小麦全体 628 万トンのうち 68 万トンでございますが、このうちの約 30 万トンが日本めんを中心に現在使われているわけでございますが、左に書いてございますように、オーストラリア産のスタンダード・ホワイト（A S W）に比べまして、めんの色とかあるいは食感の面で劣るということで、実需者の評判が悪うございます。また、品質のばらつきが大きい等の指摘がございます。

そういう中で、生産を拡大していくためには、②に書いてございますが、実需者ニーズの的確な把握はもちろんでございますが、品質管理の徹底、それから、加工適性の高い新品種の導入、それから、担い手の生産規模の拡大等々による生産の安定化と生産コストの 3 割程度の削減というのを実現しないと、生産努力目標というのは達成できないだろうという形で課題が書いてございます。

次の 13 ページをお願いします。

大麦・はだか麦も、状況は小麦と同じようでございますので飛ばします。

15 ページをお願いいたします。

甘しょでございますが、現状は、右下にちょっとございますけれども、甘しょの生産量は 110 万トンレベルでございまして、国内の需要をほぼ満たしておりますけれども、なお、需要の中でも生食用、特に加工食品用におきまして、最近の健康志向の中で、右下の加工食品用の推移を見ていただきますとわかりますように、若干増加傾向にございます。

しかしながら、国内の生産は、規模の拡大とか省力化の遅れで、残念ながら減少傾向と、そういうことで、取り組むべき課題といたしましては、実需者との連携、特に生産サイドでは、労働時間、全体の 6 割を定植とか収穫が占めるわけでございますが、これは、反当たり 60 数時間という膨大な時間をかけているわけでございますが、これを担い手層で 7 割程度の労働時間に減少していこうというような課題がございます。

また、加工適性の高い品種を全量導入するということでございます。

17 ページをお願いいたします。

馬鈴しょでございます。馬鈴しょは、冷凍食品なり、あるいはフレンチフライ等々の加工食品用の需要が増大しておりますけれども、こちらの方も、品質及び価格の両面で、輸入の加工品に十分対抗できないというような状況にありまして、生産は、右上の表のようにやや減少傾向にございます。

取り組むべき課題としましては、生産・加工・流通、それぞれの段階による低コスト化で、1 割ぐらいの低コストの供給を図れば、何とか目標が達成できるのではないかと。当然、加工適性の高い品種のほぼ全量の導入を図る必要があるということでございます。

19 ページでございます。

大豆でございます。大豆の需要は、右に書いてございますが、全体で 500 万トン。このうち、食品用が 83 万トンを占めておりますが、国産大豆は、この食品用を中心に、右に書いてございますが、18.7 万トンということでございます。

大豆はちょっと麦と違いまして、左に書いてございますが豆腐・油揚げ用の食品用としては、たんぱく質含有量が高うございまして、味がよいということで評判でございます。

問題なのは、供給量・価格が不安定、ロットが小さい、あるいは品質にばらつきがある等々の問題がございまして、今後取り組むべき課題といたしましては、実需者ニーズへの的確な把握、それから、契約栽培・ロットの大型化等々、それから、一番下のポツでございまして、優良品種の導入なり、担い手の生産の集中等によりまして、多収、生産コストの 3 割程度の低減を図る必要があるということになっております。

21 ページでございます。

野菜でございます。野菜は特に生産流通の機械化なり省力化が遅れておりまして、そういうことの問題、それから、最近の輸入増も関係しますけれども、加工用・業務用への対応が十分でないこと等から、生産は右の図にありますように減少傾向にございます。

取り組むべき課題といたしましては、何といたっても国内の生産体制の強化でございまして、担い手の生産規模の拡大、露地で2倍、施設野菜で1.5倍、それと、機械化一貫体系の導入によりまして、生産コストを2割程度の低減、流通で1割ぐらいの低減を図る必要がある。さらに、業務用需要への対応を図るということで、食品産業との連携とか、あるいは、産地間連携による、周年供給体制等を確立していく必要があるということになっております。

23 ページでございます。

果実でございます。果実も、右のグラフを見ていただきますと分かりますように、これも国際競争の激化なり消費者ニーズの多様化等の中で、国内生産が十分に対応できていない中で、生産は減少傾向にございます。

課題といたしましては、樹園地の再編、基盤整備等を通じまして、何といたっても担い手の生産規模の拡大、それから、作業の機械化による省力化、これは、労働時間の1割程度の削減、それから、良質品種の導入、特にりんごでは、高品質品種を1割程度導入する。さらに、選果等におきましては、みかんの光センサー等の選果割合を3割程度として、品質をさらに向上していくというようなことが重要となっております。

25 ページをお願いします。

畜産関係に入っていきますが、生乳でございます。生乳の一頭当たりの乳量というのは増加しているのですが、残念ながら後継者等、担い手の育成が不十分でございまして、乳用牛の飼養戸数及び飼養頭数というのは減少しております。一頭当たりの乳量が増加している関係で、生産は、右にありますようにほぼ横ばいの傾向でございます。

そういう中で、一戸当たりの飼養頭数規模というのは着実に増加しておるのですが、その一方で、経営規模の拡大等に伴いまして、畜産環境問題、まさに悪臭とかあるいは水質汚濁等の問題が顕在化しております。

取り組むべき課題といたしましては、担い手の育成とあわせまして、酪農ヘルパー等の支援組織の活用による労働の軽減、それから、引き続き一頭当たりの乳量の増大、自給飼料の活用、それから、11年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する

法律」というのが施行されたわけですが、家畜排せつ物の適正な管理を行って、堆肥として土壤に還元するということを基本とした法律ができておりまして、その法律等に基づきました家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用というのが課題になっております。

また、これらを通じまして、生産コストにしても2割程度の低減を図っていくことが課題になっております。

27 ページをお願いします。

牛肉でございます。牛肉は、近年、肉用牛飼養戸数、それから飼養頭数も減少しておりますけれども、最近は、右のグラフにありますように飼養頭数の減がわずかになってきておりまして、生産量としてはほぼ横ばいの状況になっております。

しかしながら、着実に規模拡大は進んでいるのですが、依然として零細経営が多うございまして、②に書いてございますが、経営規模の拡大なり、あるいはヘルパー等支援組織の活用、それから、これらを通じました生産コストの2割程度の低減等が課題になっております。

また、同様に、家畜排せつ物の適正な管理が課題になっております。

29 ページをお願いいたします。

豚肉でございます。豚肉も、飼養戸数及び飼養頭数の減少によりまして、まさに大規模層が生産の大宗を占める形になってきております。

生産は横ばいになってきておりますが、経営規模の拡大によりまして、畜産環境問題が顕在化している。

取り組むべき課題といたしましては、引き続き人工授精の4割程度の実施等による生産頭数の1割程度の増加、あるいは、安全性の高い豚肉の低コスト生産等々が課題になっております。

31 ページをお願いします。

鶏肉でございます。鶏肉は一戸当たりの飼養羽数は3万5,000羽ということで、大規模でございますけれども、業務用を中心として、輸入品の増加等によりまして、生産はやや減少傾向にございます。

取り組むべき課題としましては、消費者ニーズの多様化に対応した地鶏等の高品質鶏肉の生産というのが課題になっております。

33 ページをお願いします。

鶏卵でございます。これは自給率96%ということで、ほぼ国産でございます。

ということで、逆に、事案に書いてございますが、構造的に需給の不均衡を生じやすい状況になっております。

取り組むべき課題といたしましては、衛生管理技術の向上、それから付加価値の高い鶏卵の生産、それから家畜糞尿の適切な管理が課題になっております。

35 ページをお願いします。

てん菜でございます。てん菜は、北海道におきます麦・大豆・てん菜・馬鈴しょの輪作体系の一環といたしまして、重要な作付体系の一つになっておりますが、国産てん菜糖と輸入糖との価格差、それから、白糖として販売されないてん菜原料糖の増大が問題になっておりまして、課題といたしましては、直播による省力化、引き続き作付指標による計画的生産というのが重要になっております。

37 ページをお願いします。

さとうきびでございます。さとうきびは、西南諸島におきまして生産されておるわけですが、ご案内のような島嶼部でございまして、経営規模が小さくて、機械化・省力化が大変遅れています。

また、国産甘しょ糖と輸入糖との大きな格差が生じてきている状況の中で、課題といたしましては、農作業受託組織の活用とか、あるいは機械化一貫体系による省力化、6割程度の減少、さらには、優良品種の導入等々によります、収量の1割増加、これらを通じた3割程度の生産コストの低減というのが不可欠になっております。

39 ページ、お茶でございます。

お茶は、最近の良質茶傾向で、三・四番茶が減っている、三・四番茶は収穫しないということで、生産は減少傾向にございます。

課題といたしましては、最近、乗用型の摘採機等の機械化が進んできておりますが、その面積をさらに2割までもっていく。さらに、栽培加工技術等の高度化による高品質化等々を図ることが課題になっております。

41 ページでございます。

飼料作物でございます。右下のグラフにございますが、40年代から50年代にかけて、草地開発等々によりまして、生産が大幅に拡大してきておりますが、最近では、労働力不足、あるいは輸入粗飼料の低価格化、あるいは濃厚飼料多給型の飼料形態への傾斜等によりまして、生産はやや減少傾向にございます。

現在の飼料の需要と生産の状況を右上の表に書いてございますが、飼料の総需要量

2,600 万トンのうち、粗飼料が全体の 2 割を占めておりまして、この自給率は 77 % ございます。一方、濃厚飼料の方は、飼料総需要量のうち 8 割を占めておりまして、こちらの需給率が 10 % になります。

これを平均しまして、可消化養分総量で平均しますと、飼料自給率としては 25 % という形になっております。今後持っていくべきは、この左側の粗飼料の部分を、粗飼料の普及率を高めて、国産の割合を上げていくというのが大きな課題でございまして、そのために、左の②になりますけれども、転作田における飼料作物の作付けの拡大、低・未利用地の活用、それから、飼料生産技術の向上等々によります生産コストの 3 割程度の低減、それから、生産受託組織の活用による受託面積の 3 倍程度の拡大等々が課題になっております。

以上が品目別の生産努力目標を達成する上での課題でございしますが、43 ページに、これらの生産努力目標を達成する上で図らなければいけないのは、今まで申し上げましたように、試験研究・生産基盤の整備・担い手への農地流動化と連携いたしまして、生産サイドでの課題解決への取組を推進する必要があるということで、現在取り組んでいる課題を、ここで五つほど紹介しております。

一つは、「水田を中心とした土地利用型農業の活性化に向けた取組」でございしますが、平成 12 年度から、ここの下に書いてございしますが、「水田農業経営確立対策」ということを、5 カ年の対策で講じております。これは、次の議題で、農産振興課長の方から説明がありますので、ここでは省略させていただきます。

それから（２）でございしますが、「農業生産総合対策の推進」、これは、まさに今の生産努力目標のいろいろな品目別の課題を解決するためのソフト及びハード事業でございまして、12 年度から、右の絵に書いてございますように、従来品目別に対応しておりました各事業をおおくりのいたしまして、土地利用型作物なり、それぞれの営農類型に対応した形で対応できるように事業を組み換えておりまして、その他事業とあわせて、共同利用施設とか、あるいは集団営農機械等のハードの助成を行っております。

45 ページをお願いします。

「畜産振興総合対策の推進」、これは、今の生産総合が、土地利用型とかの耕種の部分の課題解決の助成でございましたけれども、これは畜産関係の生産努力目標の達成に向けたソフト及びハードの助成措置でございます。

右に書いてございますような、①から⑥に書いてあるようなそれぞれの課題につきまし

て、支援するためのハード及びソフトの事業を行っております。

それから、あと（４）といたしまして、種子・種苗対策、平成 10 年から、ここに書いてございますように、UPOV の新条約を発効しておりますけれども、それに対応いたしまして、審査期間の短縮、あるいは優良品種の開発・普及等を推進する。

それから、（５）の病虫害防除対策でございますが、全国ネットワークによる病虫害の発生予察事業の効率的な実施、それから、天敵、フェロモン等を組み合わせた総合的な病虫害管理技術、侵入病虫害の根絶等々の対策を実施しているところでございます。

若干随分時間が延びましたが、以上、生産努力目標につきまして説明させていただきました。

○今村分科会長 ありがとうございます。

それでは、説明を先に済ませたいので、資料 7 の「農業生産をめぐる最近の話題について」、これをそれぞれご担当の方、お願いします。

○農産振興課長 では、農産振興課長でございますが、「水田農業経営確立対策の推進について」ということで、最初にご説明を申し上げます。

平成 12 年度から 5 カ年間の対策としてこの対策を講じているわけでございますけれども、繰り返しになるかもしれませんが、このねらいとするところは、1 のところに書いてありますように「需要に応じた米の計画的生産と、水田における麦、大豆、飼料作物等の本格的生産を推進する」というところでございます。右の方に、ポンチ絵的にそこを整理しているところでございます。

12 年度 1 年間、間もなく終わるわけでございますけれども、この対策の結果がどうなっているかということ、麦、大豆について、2 番のところで整理をしております。

水田における、まず麦の作付面積は、対前年比、11 年産に比べて 13 % 増の 14 万ヘクタールになっております。麦の場合は、転作麦と水田の裏作麦がございまして、あわせて 14 万ヘクタールということでございます。

次に大豆につきましては、これも 11 年産に比べますと 2 割増の 9 万 7,000 ヘクタール、水田作としてなったということで、相当の増加が見られたところでございます。特に大豆につきましては、史上最高の豊作となりまして、10 年ぶりに生産量が 20 万トンを超えたといったことになっているところでございます。

5 年間の対策として決めたわけでございますけれども、平成 13 年度をどうするかということでございます。これは、もうご案内かと思っておりますけれども、米の過剰在庫を背景と

いたしまして、自主流通米価格が大幅に低下した、それと 12 年産が豊作基調で推移したといったことを背景といたしまして、昨年 9 月に緊急総合米対策というものが決定されております。

それによりまして、この中身は、政府米、11 年産米を援助用として隔離するとか、12 年産の豊作の分を主食用以外に使うとか、いろいろな対策の中身になっておるわけでございますけれども、その中で、生産調整につきましては 4 万 7,000 ヘクタールを追加して取り組むということで 96 万 3,000 ヘクタールの転作面積が 101 万ヘクタールになるということでやっているところでございます。

それで、現在、その推進活動をやっておるわけでございますけれども、目標面積は今、集落段階まで下りておりまして、私どもといたしましては 3 月を、確実な達成に向けての推進月間として位置づけまして、今盛んに現場に推進指導をしているというところでございますし、重点県を決めまして、積極的に確実な達成に向けて努力をしているところでございます。

もう一つ、特徴的なことといたしまして、右の方に、稲発酵粗飼料、稲ホールクロップサイレージということを書いておりますけれども、これにつきまして、水田におけます飼料生産として期待されているということで、その取り組みを積極的に推進しております。各県に協議会を設置されたり、あるいは私ども本省としても、こういうものが期待できる 14 県をリストアップいたしまして、幹部が直接出向くといったようなことでこの積極的な推進をしているところでございまして、12 年は 363 ヘクタールの実績しかなかったわけでございますけれども、いろいろと新しく取り組むといったところが出てきているということでございます。

右のところは、稲発酵粗飼料の特徴を書いておりますけれども、これは、米の子実が、完熟する前に、実と茎葉を同時に刈り取ってサイレージするというものでございまして、大体、牧草サイレージと同じぐらいに栄養価を持つということでございますし、密封したロールベールサイレージということでしますと、1 年近く保存が可能といったことで、一所懸命やっているところでございます。

話題提供ということで、水田農業について申し上げます。

○今村分科会長 ありがとうございました。

その次、では口蹄疫について。

○衛生課長 衛生課長でございます。資料 7 のⅡとⅢに従いまして説明をさせていただきます。

ます。

まず、口蹄疫の発生状況と我が国の対応でございます。口蹄疫と申しますのは、牛や豚といった蹄が二つに割れました、いわゆる偶蹄動物がかかるウイルス性の病気でございます。伝染性が極めて強いということ、それから、家畜の消耗が極めて激しいということで、家畜の経済被害が大きいということで、畜産の上で最も恐れられている伝染病と言ってよろしいかと思っております。

昨年3月に、我が国でも92年ぶりの口蹄疫というのが宮崎に発生いたしましたということは、皆様方、委員の先生方をご承知かと思いますが、幸い懸命な防止対策で、半年後の9月には日本も再び清浄国に復帰ができたということでございます。

なお、ヒトにはこの口蹄疫というのは健康に影響がないということでございます。

実は、最近各種の報道で、欧州で発生をいたしました口蹄疫、世界の各地で発生しているということで、広がっているというような認識もございますが、実は口蹄疫は従来から南米でございますとか、中近東でございますとか、アジアでございますとか、大変世界の各地で発生をしておる病気でございますして、国際獣疫事務局という、家畜防疫、家畜衛生に関する世界のスタンダードを決める機関がございまして、ここが正常国というふうに認定しておりますのが50カ国、世界で155と申しますが、そのうちの3分の1の50カ国程度ということで、また、我が国が清浄国というふうに認めておりますのは、最近発生をいたしましたフランスでございますとかオランダでございますとか、あるいは今日確認をいたしましたアイルランド、こういったところを除きまして、世界で我が国が口蹄疫の清浄国として認めておりますのは28カ国だけといった具合で、むしろ発生していないところの方が大変珍しい、貴重な段階で、これを何とか守ることが家畜衛生の重要な役割ということでございます。

前置きが若干長くなったわけでございますが、今般の欧州における発生でございますが、まず2月21日に英国の本土で発生が確認がされまして、3月2日には北アイルランドに波及をいたしてございまして、それぞれ発生が確認された時点で我が国は、偶蹄類動物、あるいはそれから生産されます畜産物についての輸入を停止しておるわけでございます。英国におきましては、一昨日現在で421件が確認をされておりまして、まだ続発中でございます。

また、これらの国に加えまして、3月上旬、4日から5日にかけて、ベルギー、フランス、それからデンマークといったところで、感染の疑いのある家畜が見つかったと

というようなことがございまして、緊急的に水際での輸入手続きの停止ということで、汚染された可能性のある畜産物の輸入を止めたわけでございますけれども、このうちデンマークにつきましては、翌日、この症例、発生と書いてございますが、先の症例が口蹄疫ではないということが確認されましたし、また、ベルギーでも 13 日に同様に口蹄疫でないことが確認をされまして、輸入の緊急停止措置というのは解除をいたしました。フランスにつきましては、3 月 13 日の夜になりまして口蹄疫の発生が確認されまして、現在輸入禁止としておりますけれども、法令に基づく手続きも実施しておるところでございます。

また、一昨日、21 日に、オランダで口蹄疫を疑う家畜が発見されたという情報が入りまして、同様に緊急的な輸入の停止措置をとったわけでございますが、22 日に口蹄疫というふうに確認をされまして、これも現在、省令改正で輸入禁止の正式手続きを続けておるところでございます。

さらには、昨日、アイルランドで口蹄疫というものが出たという発表がございまして、今朝早朝、この確認をとりました。この関係で、現場での動物検証で、輸入の手続きをとらないという停止の手続きも既にとってございます。

国内的には、そういったことで、汚染された可能性のある畜産物等の輸入を禁止するというのを逐次行っておるわけでございますけれども、また、水際におきましては、英国から直行便でお帰りになる、あるいは入国しようという方々につきましては、飛行機を下りたところで靴底の消毒等を行っておりますし、また、フランスでございましてオランダといったところで、家畜を飼っているところに行かれた方につきましては、靴底の消毒、あるいは国内で家畜を飼っているところに近寄らないようにというようなこと、お声がけをお願いを申し上げているところでございます。

なお、EU の清浄国、現在まだ豚肉等を輸入しているところがあるわけでございますけれども、口蹄疫がヨーロッパに広がっているということを踏まえまして、そういった各国でも侵入防止対策、発生予防、あるいは発生しているか否かということのチェック、いわゆるサーベイランスということにつきまして、きちっとこれが行われているかどうかということが極めて重要なわけございまして、そういったことがきちっと行われているかどうかということを確認されるまでの間、一時輸入の停止をしてはどうかというようなことがございまして、それを前提といたしました検討作業を今現在行っているところでございます。

続きまして、牛海綿状脳症、BSE、次のページでございまして、いわゆるこれは俗に

言う狂牛病という病気でございますが、我が国ではこれまでこのBSEの発生は全く認められておりません。

従来からこのBSE、これはもっともイギリスでもっばら発生をし、昨年の末には欧州各国での発生を見たということで、大変大きくクローズアップされている問題でございますが、我が国は、従来からこのBSEの侵入防止という観点から、イギリス等からの生きた牛、あるいはこの感染源の原因というふうに言われております汚染された肉骨粉、こういったものの輸入停止措置等を講じてきておるわけでございます。

昨年来、EU各国でBSEが頻発したというようなことで、平成13年1月1日、今年の1月1日以降、EU諸国と、それから同様に共通市場を形成しておりますスイス、リヒテンシュタイン、こういったところからの牛肉あるいは肉骨粉等の輸入停止という措置を講じて、国内への侵入防止ということに万全を期しているわけでございます。

さらに、その侵入防止対策ということにつきましては、より一層強化を図るという観点から、技術検討会というBSEの専門家にお集まりをいただきましてご検討をいただきました。この結果、我が国として自らその発生の危険度というものを評価をするということのための、我が国独自のBSEの危険度評価というふうに読み替えをいただきたいと思います。ですが、ステータスの評価、基準というものを策定をいたしました。

この評価基準でございますけれども、先ほど申し上げました国際獣疫事務局、OIEというところの衛生規約、これにも準拠した形で策定というものをしておりますが、今後はこの基準に基づきまして、第三国、我が国に畜産物、牛肉等を輸出しております国々につきましての危険度評価をするというようなことを予定をいたしております。その評価の結果に基づきまして、そういった国からの牛肉等の輸入について、妥当な侵入防止策を講ずるということも実施をしていきたいというふうに考えてございます。

さらには、侵入防止のほかに、国内で発生がないということを確認をしなければならないわけでございますが、新たな、従来顕微鏡的に検査をしているということに加えて、免疫学的な検査手法ということを含めまして、欧州等でも応用しておりますその手法によりまして監視の強化を図り、かつ、検査頭数も拡大をいたしまして、その精密度というものを高めてまいりたいというふうに予定をいたしております。

さらには、従来、反すうの牛に肉骨粉を与えてはいけないということで、これは通達でもって指導しておったわけで、きっちりと飼料関係では守られておるわけでございますけれども、やはり法令に基づきます規則というような形で、はっきりした体系づけという

こと、効力づけということが必要だということで、省令で規則に定めまして、法的に禁止をするというようなことを現在作業を進めておるところでございます。

評価の流れにつきましては、右側の方にございますが、省略をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○今村分科会長 ありがとうございます。

ただいまの「生産努力目標について」と、それとあわせて「最近の話題について」説明していただきました。

それでは、どこからでも構いません、全体的なことでも結構でございますから、どうぞお願いします。

○茂木臨時委員 私ちょっと早く失礼するので質問させていただきますけれども、生産努力目標、さっき伺いましたのですが、これは農産物の国際競争力についての目標みたいなものが同時にあるのかどうか、それをお伺いしたいのが一つ。

それから、もう一つは、後の方の「農業生産をめぐる最近の話題について」でございますが、いわゆる狂牛病ですけれども、これは何か10年ぐらい前にやはり欧州でありましたね。ヒトにうつるというような話なんですけれども、ヒトにうつった例というのは実際にあるのかどうか、そこら辺、伺いたいと思います。

○生産振興推進室長 最初の方の農産物の国際競争力についての課題というのが、この生産努力目標の中にあるのかというご質問でございますが、全く生産努力目標自体が、「食料・農業・農村基本計画」の中でございますけれども、今ご説明したところに、生産コストの3割削減とか、あるいは品質の、例えば製めん適性の5%の向上とか、これは、さっきもありましたように、海外から入ってきている、例えば小麦でありましたらA S Wに対抗する上で、どのぐらいまで引き下げるとこの生産努力目標の数字が可能かというようなところからはじかれているところがございます。

○茂木臨時委員 その整合性を持たせてやっていると。

○生産振興推進室長 そういうことでございます。だから、輸入とかもふえておりますけれども、ふやすためには、先ほどの生産コストの低減を書いてございましたが、それを達しないとだめだと。

だから、単に数字だけ一人歩きしたら困るわけでございまして、その数字を実現するためには、そういう低コスト化とか、セットでいかないと、実際の生産努力目標として意味

をなさないということでございます。

○茂木臨時委員 その後の、どうやって下げるかというところまではもちろん踏み込んでいないということですね、そこまではね。

○農産振興課長 若干、大豆などを例にとってご説明しますと、国際競争力と言ったのは、絶対的な競争力というのか、そこは一つ問題があると思うのですが、国産大豆であれば、輸入品のものに比べると国内の方が品質がいい。その品質がいいものは、少し高く評価される。

ただ、一方である程度の下支えをしていきませんか、これは格差は絶対埋まらないところがございまして、今申し上げた国際競争力というのは、絶対的な競争力というふうには理解しないでほしいというのが一つございます。

あと、大豆だとか麦にしても、その目標を達成するために、先ほど室長がご説明したように、担い手をきちんと特定して、その人に農地を集積する。あるいは、こういうものは産地形成が大事ですから、産地形成をする。そういう人たちがいる産地でもって必要ないいろいろな基盤整備であるとか、施設整備については、国としていろいろ整備するということにしております。

○今村分科会長 茂木さん、よろしいですか。

○茂木臨時委員 はい。もう一つは。

○衛生課長 狂牛病関係、BSE関係でお答えを申し上げたいと思います。人にうつるというようなこと、それから、過去のクロイツフェルトヤコブ病という例でございます。

このBSEが最初に確認されましたのが1986年イギリスでございます。その後、牛に相当数の発生がございまして、最高3万2,000頭ぐらい年間出たというのがピークで、92年でございますが、実は96年、平成8年3月の今ごろでございますが、英国でこのBSEとヒトの新型のクロイツフェルトヤコブ病、これが非常によく似ていて、従来クロイツフェルトヤコブ病というのは100万人に1人ぐらいの割合で、日本も含めまして各国で出ているのですが、これが若年層で同様の症状を出したというようなことで、どうもBSEと新型のクロイツフェルトヤコブ病というものの関連があるのではないかというようなことで、大変、発表が英国が発表したものですから、世界中驚いたわけでございます。

そのときに我が国でも、牛の伝染性海綿状脳症という名前にしまして、家畜伝染病予防法で法定伝染病扱いをするという指定をしておりますが、このクロイツフェルトヤコブ病の新型、これは20代あるいは30代の方々に本当に出るもので、疫学調査の結果、ど

うもみんなに共通しているのはイギリスでございまして、どうも牛肉をみんな食べているというところが共通だというようなことがございまして、まず、牛ということの疑いが出たということでございます。

その後、イギリスのほかに、フランス等でも、この新型のクロイツフェルトヤコブ病の患者が出ておりまして、およそ 90 例ぐらい、その 95 % ぐらいはイギリスで患者さんが出ておられて、皆さん亡くなっておるわけでございますが、その後のいろいろな研究で、B S E、牛の脳の症状と、それからヒトの C J D、新型ヤコブ病の病線がよく似ておるといようなことで、関連性が強いというふうなことでございますが、ヒトには実験ができないものですから、その確認というのはなかなか困難でございますが、かなり関連が高いといようなことが言われておるわけでございますが、果たして牛からどういうふうヒトにうつるのかということが、まだ現在のところ、いろいろな仮説が出ておりますけれども、確認をされておらないという状況だということでございます。

以上でございます。

○今村分科会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

○茂木臨時委員 はい。

○今村分科会長 では、どなたかどうですか。どうぞ。

○岸臨時委員 資料の 6 の 20 ページなんですけれども、この上の方に大豆の需要と生産が出ておりますが、これは、前の小麦のところは「推計」というふうに書いてありますが、これは相手の業界がはっきりしているのだから、推計ではないように思えます。つまり、豆腐で 9 万トンというのは、豆腐業界が言っていますから、これは推計ではないということ、まずそれを確認したいということですが、これはどうでしょうか。

○農産振興課長 ここは、大体こんなものだろうという、そういう面では推計の部類に入ります。

ただ、交付金大豆でですね、要するに豆腐用に売ったということである程度わかります。その他の部分もございますので、そういう部分は、大体いろいろところで聞いた感じで推定をしていると。

○岸臨時委員 そうすると、実数に近い数字だと。

○農産振興課長 ええ、そういうふうに我々は思っておりますが。

○岸臨時委員 それで、その中の「その他食用」とありますね、これは結構量が多いのですが、僕は無知でそこはよく知りませんが、これはきな粉とか、そういったお菓子みたい

なものですか。

○農産振興課長 そのとおりです。そのほかに、ゆばみたいなものもございますし、豆乳みたいなものもあると思います。きな粉などもあると思います。お菓子用のですね。

○岸臨時委員 4万トンというのは、ゆばなんていうものは、断然国産が強いというような理解をしておいてよいのでしょうか。

○農産振興課長 結構きな粉で国産を使っているところがありますし、あと、和菓子用で、大豆という、ジャンルでいきますと入っておりますし、きな粉とかゆばだとかといったふうに考えています。あと、お菓子用が結構あると思います。

○岸臨時委員 ありがとうございます。

○今村分科会長 そのほかにいかがですか。今日の説明資料に直接関係しなくても、これに関連することでも、広く結構ですから。

どうぞ、お願いいたします。

○内藤臨時委員 資料6の中で、総じて、米をはじめ耕種側は非常に丁寧に消費者、あるいは実需者ニーズとの間のかかわりが書かれているのですが、畜産に入りますとそういう視点がなくなっているように思います。畜産分野においては、消費者なり、実需者ニーズとの関連においての取り組み課題がそれほど大きくないという理解のもとに書かれているのかどうか、それが1点。

それから、消費者、実需者という両方の言葉が並列で使われたり、片方の言葉が使われておりますが、この場合の、実需者ニーズというのは、食品産業従事者側からのニーズを実需者ニーズとイコールでとらえているのか。

それから、もう1点、今日は質問ではなくて、感想も含めてよろしいでしょうか。こういう資料が出ますと、必ずお米からずっと書かれて、事の濃淡がなく、非常に見る者については並列的に理解されるんですね。

これからは、やはり耕種と畜産といいましょうか、耕畜連携のもとに日本の農業のあり方が議論されなければいけないのかなと思います。特に畜産が、日本の食料生産の中では非常に重要な位置を占めてきている現在では、畜産との関連性をもっと強めた形で今後議論をしていただければありがたいと、こう考えております。以上です。

○食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長でありますけれども、ニーズの考え方でございますけれども、たしかに畜産のところでそういう明示的にニーズというような書き方をいたしてはおりません。

これはどういうことかと申し上げますと、実は、ここにはちょっと数量的には載せていないのですけれども、今、国産と輸入の肉で仕向け先というのがございまして、その中で見ますと、国産のものというのはどちらかというとテーブルミートという形で、そのまま家でフライパンで焼いてそのまま食べるというような形で、そういう形でのフレッシュさを生かした需要というのがあるわけですが、一方で輸入の方はどこに向けられているかという加工向けでございまして、非常に加工に仕向けられる率が多い。

逆に言うと、加工品のかなりの部分が輸入の肉で賄われているというような状態でございまして、そういう意味では、ニーズはいずれにしても、家庭で食べるか加工で使うかということでございまして、そういう特に国産の場合には、加工の仕向け率が低いということもございまして、そういったところに対しては、やはりコストの低下、それから、差別化した商品づくりということが課題であるというふうに認識をいたしておりまして、そういう意味で、ニーズという書き方はしていないのですけれども、課題としては、そういう形での仕向け先、輸入ものに、ある意味においてその席を取られている部分について、国産を主に仕向けようと。そのための切り口としては、コストダウン、それと差別化ということが課題であるという認識を持っております。

○今村分科会長 よろしいですか。後半部分は、それはご意見として承っておいて、これから先やっていきたいと思えます。そのほか、いかがですか。

○生産振興推進室長 すみません、ご質問の2つめの、中に書いてございます消費者ニーズと実需者ニーズの差でございますが、あまり厳密ではないのですが、一応消費者ニーズというのは一般消費者というイメージで書いてございまして、実需者ニーズのときには、加工仕向けの場合の、まさにそういう食品メーカーのことを想定しております。以上でございます。

○今村分科会長 いかがでしょうか。今の問題は、なかなか重要な問題ですよ。野菜にしても、直接消費者へ行く、生鮮料理用のものがどんどん減って行って、何らかの形で加工とか調理食品とかになっていっている、または外食に行っているのが多いわけですからね。しかし、そこまで生産分科会でやるかという、これはなかなか難しいですから。渡りがいっぱいありますから。どうぞ。

○羽山臨時委員 質問ということではないかもしれませんが、資料6の自給率の目標というようなことで1番、2番があって、特に2番の中で、基本計画において、農業生産に関する取組指針として「生産努力目標」というようなこと、それから、食料消費に関する取

組指針として「望ましい食料消費の姿」というような、これは、いろいろなところからの情報として受けているわけですが、やはり我々小売業の立場の中から申し上げれば、つくる側の考え方ではなくて、やはりつくったものを本当にスムーズに、要はお客さんに、消費者なりそういった人に食べてもらうということが本来なければ、いくらつくっても生産には結びつかないという、消費には結びつかないわけですね。

そういうようなことを考えて、我々が今取り組んでいること、またはアメリカなんかでもいろいろ取り組んでいるわけですが、やはり農業そのものについて、広くお客様に、一般の消費者に、野菜なり果物を食べることの、要はその効果なり効用なりというように、官民挙げて取り組んでいるわけですね。そういうところからやはり、日本の中ではやはり取り組み方が、こういうことを行政に言う失礼ですが、やはりちょっとそういうことが遅れているのではないかなと。

また、これはいろいろな薬事法の問題があるので、いろいろなところの我々の表示問題、例えば小売のレベルで申し上げますと、表示問題でかなり制約があるんですね。

アメリカの場合なんかだと非常に、私なんか知っているので10年以上も前ぐらいから、要は野菜はガンのリスクを減らしますというようなことのいわゆるキャンペーンやそういうイベントを、アメリカのガン協会みたいなところと連携でつなげて、今はファイブ・ア・デイというようなことで、要はプログラムがずっと進められているわけですね。しかし、日本で例えば私どもが売り場でああいうことを表現した場合には、薬事法に実は抵触してしまうという問題があるわけです。

ですから、今テレビだとかいろいろなところで、野菜なり果物を食べることによって、いろいろな病気なり、血圧なりいろいろなことに効果がありますよということは盛んに言われているわけですが、我々の売り場の中ではなかなかそういうことが、表示法の問題でできないというような問題があるわけです。

だから、そういうことの結果、お客様が、野菜なり果物なり、いろいろなそういうものをどんどん食べない、そういう、つながらないというようなことがそこで出てきているのが実態ではないかと思うんです。

ですから、そういう、ありとあらゆるところのそういうことを要は、全部取り除くというのは非常に難しい話なんですけれども、やはりお客様に本当に、一般の消費者にどんどん農作物なりそういったものを食べてもらうということのキャンペーンみたいなことを、もっと広く普及していかなければいけないのではないかなというのが、自分たちが今取り

組んでいる中で非常に感じることです。

これは、ちょっと意見的な部分になってしまったのですけれども、やはり特に「望ましい食料消費の姿」というようなことと非常に連携した中でそういうことを進めていかなければ、農産物の生産量の拡大というのは難しいのではないかなというふうに感じますけれども。ちょっと意見っぽい話で申しわけないのですが。

○今村分科会長 ありがとうございます。これは答えるのがなかなか難しいのですが、坂本さん、食生活指針のところで、栄養政策を随分やられてきたのですが、いかがですか、何かご意見、コメントは。

○坂本委員 食生活指針では、たくさん食べましょうということは提唱しています。その背景にある果物や野菜の抗酸化作用というのは、表に出てくる文言の中にはありませんけれども、裏の解説にはそれが出ているんですね。

それをどういうふうに、果物や野菜に表示をするかというのが次の問題であろうかと思いますが、今、果物の業界でファイブ・ア・デイの日本版の普及が少しずつ動き始めているように聞いております。

それで、アメリカのファイブ・ア・デイというのは、あれは表示とは違うんでしょう。表示ではなくて、あれは、がん協会と、それから心臓協会、あの二つが一緒になって。

○羽山臨時委員 あとは、PMAだと思うんですけどもね。

○坂本委員 それが一緒になって、ファイブ・ア・デイを全米に普及させて、それが成功しているということなので、食品自体にあれは表示はしていないと思います。

○羽山臨時委員 いえ、野菜のパッケージの袋にはすべて、ファイブ・ア・デイのマークが入っているんですよ。

○坂本委員 ええ、ファイブ・ア・デイのマークは入っていますが、その薬効について、あるいは保健効果については表示はありませんでしょう。

○羽山臨時委員 いや、一番最初のときは、リリース・ユア・リスクというようなことで、要は、ガンにかかるそういうことを減らしますということは、ポスターの中にはっきりうたわれているんですね。今日はちょっと私、持ってきていないんですけども、はっきりそれはうたわれているんです。

それは、ビタミンAですとかビタミンCだとか、繊維質の問題だとかというようなことをはっきりそこに打ち出した中で、商品ごとにそのことがどう栄養を含んでいるのかというようなことをはっきり表示をして、お店の売り場の中にポスターで、かなり大きな新聞

全紙ぐらいのポスターを貼って、当初はスタートしているんです。それから、ファイブ・ア・デイに移行しているんですね。

○坂本委員 日本の場合には、成分表示がかなり厳しい制限がありまして。

○羽山臨時委員 そうなんですね。

○坂本委員 なかなか、あれを一つのパッケージに入れることはできないと思いますが、食生活指針の中では、それは裏に、解説の中には入っています。

○羽山臨時委員 それは、私どもは知っているんです。ただ、一般のお客様なりそういった方には、食生活指針というようなことについて本当に広く伝わっていないだろうと思うし、そのそれぞれの内容についても十分お客さんが理解していない部分が、私どもから見ればあるというふうなことで、こういうことを広く政府がもっともっとキャンペーンなりいろいろなことをやはり張らなければ、私は、お客様の方の消費拡大ということにはつながらないのではないかなというようなことを思っています。

○坂本委員 今年の農林水産省の予算を見ますと、これの普及啓発にはかなりの予算が計上されておりまして、それで、マスメディアを活用した、あるいは集団をコアにした啓発の方法と、それから、私、本委員会でも提唱させていただいたのですが、ぜひ3省のトップと、それから草の根までに至る三角形のピラミッドで、構造的にこういうのを啓発してほしいという提案はいたしました。

○今村分科会長 ありがとうございます。これは、一つの大きなテーマでございますし、事務局の方でも、少し研究とかいろいろ勉強をしていただいて、次回あたりにやっていただきたい。

どうぞ、梅津さん。

○梅津臨時委員 会長と事務局にお伺いしたいのですが、これを今見て、ものすごい範囲が広い。これ、何回ぐらいこれからやるのでしょうか。

それと、どこまでの議論をしていいのか、とても時間的に、いつもこういう委員会に出てきますと、非常に絵はよく描けていて、ではそれを実際にやるときにどうするかというのがいつも中途半端で終わるのが大体常だと思うんですね。後ろにいる課長の方々、優秀なものですから、ぱっとこういう意見を聞いて、ささと絵にするのはうまいのですが、常に実務と伴わないというところがある。

僕は、この、例えば自給率向上なのか、例えば輸入問題なのか何かと、ある程度何かを絞って幾つか会長側で出していただかないと、議論の範囲が広過ぎて、何を言ってもいいか

わからない。これは広過ぎて。だから本当に、分科会のまた部会を設けて、ではどういふにやるのかを、ちょっと事務局と会長の方に伺いたいです。

○今村分科会長 今日は、まず最初で、会の構成が初めて成立したわけですので、だから、一応全部、守備範囲はこんな広いですよというようなことで、それから守備範囲が広いだけではなくて、渡りの問題も大いにお互いに勉強しましょうという話を僕は、最初のあいさつでしたわけなんですけれども、いずれだんだん絞ってこの分科会でもやりますし、それから、部会になりますと、これは具体的にさらに絞った、抽象的ではなくて具体的な課題をやっていかざるを得ないと思います。

それは、ちょっといずれ、こちらにお任せください。今日は、全体に言えばこういうことですねと、我々の議論する範囲はかなり広いですねということを、皆さん、委員の皆さんの頭の中に入れていただきたいと、こういう趣旨でございます、今日は。すべてこれ、次回からこんなことを全部やっているわけではないのだと、こう考えております。

増田さん、どうぞ。

○増田委員 非常に単純な質問をさせていただきますけれども、生産努力目標の、米はわかるのですけれども、なぜこれが果物が減らなければいけないのかというのが、非常に消費者的な感覚から言いますと、果物だけはまだちょっと高級品だなという気が非常にしているんです。

野菜は、今、話題になっている輸入のことなんかもありますけれども、あまり気にしないで買えるけれども、多分日常的にスーパーに行かれる立場の方は、果物に手を伸ばすときだけは考える。それなのに、何で生産努力目標が。

特に、今年あたりみかんが高いなという気がしました。品質は抜群によくなって、ワックスをかけたのもなくなって、やはり日本のみかんというのは世界に冠たるものだなという実感はあるのですけれども、値段が高くなったというのが、「庶民がこたつで食べられないみかん」とだれかが言いましたけれども、皆さんにもおありになるのではないかとあって、それなのに、何でこうやって数字を減らしていかなければならないのかなというのが、どうしてかなと思うんですね。

それから、もう一つ違うあれで恐縮なんですけれども、口蹄疫と狂牛病についてですけれども、これまた口蹄疫について言いますと、いつまた飛んでもないかわからないような事態が迫っているような感じがするのですが、防疫体制というのが、交通遮断をしました、消毒液に靴をつけましたではだんだん済まなくなっていくのではないかと。それから、汚

染国が大変多くて清浄国は少ないんですよとって、もう済まされないような事態になり
そんな気がしております。

島国という有利さを活用して、清浄国であり続けるために、どれだけの防疫体制がある
のか。

それから、先ほどご質問にもありましたけれども、人間のヤコブ病に非常に近い狂牛病
というところまでわかってきているという気がしておりますのですが、その辺のご研究の
対象、体制というのは、日本にはどこまであるのか。イギリスの情報を聞きましても大変
に薄いし、まだ進んでいないというのが畜産国でも問題になっているようでございますけ
れども。以上です。

○今村分科会長 では、初めの果樹の話、みかんを含めて、果樹花き課長から。

○果樹花き課長 果樹花き課長でございます。

24 ページのグラフをちょっと注意して見ていただければ、全体の果実の生産量は、た
しかにご指摘のように昭和 50 年代あたりがピークとなっています。下の方にみかんのグ
ラフが出ていますが、ほぼこれと並行して減っているというふうにごらんいただけるかと
思います。

このような推移を説明させていただきますと、かつては、加工されたジュースも生のま
ま食べるものも含めて、いわゆる国境措置がかなり厳しかったことから国内生産できない
特殊なものしか輸入されませんでした。

国内生産できる主たるものはみかんとりんごですので、みかんやりんごをいっぱい食べ
ていただいたという経緯があります。その後、国民生活が豊かになって、またニーズも多
様化し、国境措置が緩和され、みかん等もいわゆる自由化されるというような状況になっ
てきています。そうすると、果実に対する需要自体は堅調なのですけれども、次第に輸入
果実のところへ、加工品も含めて需要がシフトした結果、だんだんみかんは需要を減らし
てきたということです。

また、政策的にも、意識的に減らしていかないとみかんの価格が大暴落してしまうとい
うこととなり、実際に暴落も起こったわけでございます。そういう過程の中で、現在は、
こういう生産量に落ち着いてきているということでございます。

それから、12 年産は高いというお話ですが、こういうふうに、11 年の速報値までしか
とれないのですが、実は 11 年産は、みかんは 145 万トン、我々の実感では、近年でもこ
れは大豊作ということで、価格が 150 円を下回るような水準ということで、消費者にと

ってはそのぐらいになっていけば喜ばしいことなのですが、生産側からすると、コスト割れをしてしまうような非常な低価格だということで、問題になりました。

12年産はその逆で、生産量が減りまして、その分だけ価格が、我々は縮まったと、値が暴騰したというよりは縮まったというような評価で受けとめているわけでございます。

ただし、そういうふう to 価格が上がったり下がったりするということは、生産者にとっても経営が不安定になりますし、消費者にとってもあまりいいことではないというようなことで、もう少しきちんと、特にみかんは生産を安定化しなければいけないということで、今後、対策として重点的に実施していくということで考えています。

○豊田委員 今の価格の点で補足させていただいてもよろしいでしょうか。

果樹関係のお話でございますが、ちょっと補足させていただきたいと思うのですが、このみかんというものの生産努力目標が非常に減少するというのは、いわゆる温州みかんのことでございまして、今の消費者の需要動向から言いますと、温州みかんからそのほかの柑橘類の方への転換が進んでおりますので、それを勘案しますと、この数字ほどみかんの需要が消費者の感覚から言って減るというわけではございませんで、みかんの中にも今問題となっているのは、極早生みかんというハウスみかんの次に出てくる時期のみかんでございます。10月ごろの出荷のもので、それが品質があまりよくなくて、価格が需給不均衡で下がってしまう。これをどうするかという、需給を安定してどう消費者に安定的なみかんの、高品質なみかんの供給等を果たしていくかということが問題となっているわけでございます。ですから、かなりこのみかんという表現自体にちょっと問題があるのではないかなと思います。

それと、もう一つ、極早生みかんとの関連で申しますと、生産者の再生産をある程度保証する安定価格の水準という問題と、消費者の生計を維持する値ごろ感と申しますか、その価格の、先ほどのご指摘がございましたような問題というものの乖離というのが現実にございまして、構造調整が進んでいって、生産コストが下がっていけば、そのギャップが次第に、長期的にはキャッチアップしてくると思うのですが、現状においては、そういう非常に大きな構造的な問題を抱えているのではないかなということは、私も考えていることでございます。

さらに、もう1点よろしいでしょうか。先ほど会長から、各生産部門の連携について、きょうは少しその渡りの問題を指摘すべきではないかというご意見がございましたので、ちょっと一言つけ加えさせていただきたいと思うのですが、やはり生物系廃棄物といいま

すか、畜産廃棄物の資源化をどのように進めていくかということがこれからの非常に重要な問題になるのではないかなと思ひまして。

果物では、施肥がやはり化学肥料に非常に大きく依存するという構図をとっております。それを、果たして有機質肥料にかえられるかどうかという、あるいはどのくらいかえられるかということは、やはりこの分野での、畜産廃棄物と耕種生産というものを、こういう形で循環の形をどのように、それぞれの地域の固有な形でシステムをつくれるかということにかかわってくるのではないかなと思ひまして、そういう意味では、そういう面にかかわる振興方策というのが、まさにこの生産分科会でますます必要になってくる課題の一つではないかなというふうに思ひます。ちょっと一言つけ加えました。

○今村分科会長 ありがとうございます。

それでは、狂牛病、口蹄疫について、衛生課長からお願いします。

○衛生課長 増田委員のご指摘のとおりでございまして、実は侵入防止のために、汚染された地域等からの食肉等の輸入を禁止するというようなことは、実際にしておるわけですが、これほどヒトと物が、国内・国外の間を大変短い時間で盛んに往復をするというような時代におきまして、いわゆる汚染の畜産物を介してということだけではなしに、やはりヒトが機会的にですとか、あるいは違法に持ち込まれた汚染物品を介して国内に病気が入る、口蹄疫が入るといった危険性というのは、やはり考えなければならない問題かというふうに、重要だと思ひております。

特にイギリスでの今度の口蹄疫、昨年の豚コレラといったものが、どうも違法に持ち込まれた汚染のものが、汚染食品が、どういうわけか豚や、あるいは羊といったところに与えられる。そういったことが発生の原因ではないかという、そういうような推測がされておるわけございまして、やはり一般国民を含めたルールの樹立ということ、違法な持ち込みはしないという、それがまず第1点ございまして、また、生産サイドにおきましては、昨年国内で口蹄疫が出たときに、各農場がそれぞれ汚染される可能性のあるヒトや物をとにかく自分の農場に入れないということで、そういう農場ごとに検疫を行うというような体制をとったわけございまして。

また、残飯を、食物残さというようなものをさらに使うというような場合には、加熱をしてウイルスが死ぬようなそういうようなことをきちっとやった上で与える。そういうような、それぞれの一般国民、生産農場、そして国、それらがそれぞれ十分、口蹄疫の侵入防止というものを考えた行動をとるということがやはり大前提かと思ひてございまして。

入り口での靴底消毒というようなことを例にとらせていただいているわけですが、通常から外国航路の船舶あるいは航空機、これから出る機内食の残さ等がござい、厨芥残さ、これにつきましては焼却をするというようなことを基本的に実施をしてござい、ますし、今般も、各港湾の関係者にも通知をし徹底をするというようなこともやってござい、ます。

さらには、一般旅客に対しましては、いろいろな注意喚起のためのポスターなども差し、上げておるわけですが、そのほか、やはり密輸その他というのがござい、ますので、財務省の税関の当局、あるいは国土交通省、あるいは警察、そういった方々、関係の部署、にも協力方いただくように、侵入防止についてお願いもいたしたりしておるわけござい、ます。

それから、狂牛病、B S Eの関係でござい、ます。国内に発生がないものですから、B S Eの材料そのものというものは国内にないということでござい、ます。

実はこのB S Eというのは、診断の上で、動物が生きているうちに診断をするということが実はできないというようなことがござい、ます。死んだ家畜が、あるいは殺した後で、脳を解剖させるというようなことで診断がつくというようなことはござい、ますのですが、これが早めに診断できないかというようなこと、この研究を進めたりということで、現在、私ども家畜衛生の立場からの研究を進めてござい、ますし、また、C J D、いわゆるクロイツフェルトヤコブ病、こういうものは国内にもござい、ますので、そういった面からのアプローチが、医学の方から進められているというふうに承知しておりまして、やはりこの問題につきましては、家畜、それから医学、そういったような、獣医学と医学、これが一緒に協力をし合いながら、情報を投げ合いながら進めていくということかと思っております。

また、国内的には全くこれが発生がないわけござい、まして、そういったことを前提にして、先ほど侵入路ときちっとした国内のチェックということを申し上げたわけござい、ますが、早期の診断だとか何かというようなことを含めまして、私どもとしては、プロジェクトを組んだ研究体制というものも今、進めておるところであるということでご理解を、いただきたいと思います。

○今村分科会長 ありがとうございます。

そのほか。どうぞ、木村委員。

○木村委員 私は、果樹の生産者ですが、今日こうしてたくさんの数字を見せてもらって、何よりも感じるのは、私ども今、先ほど豊田さんが言いましたように、くしくも消費者絡

みの価格と、生産者が再生産できるような価格のギャップ、このギャップがまさしく今の日本の食料であり農業の実情だと思っています。

これをどうするかということをやらないと、どこまでいっても、消費者は安い方がいいでしょうし、今、日本の生産者の大部分が再生産ができない状況にあえいでいるわけですから、そのギャップをどうやって取り除いていくかというのが、日本の農業全体の大きい目標だと、問題点だろうなど。数字を並べるより、そこが何なのだろうかということが、一番最近本当に感じているところでございます。

どうかこの機会にそのギャップを洗い出して、何とか少しでもそのギャップを埋めていけるような方向を探していただければ幸いです。

○今村分科会長 ご意見として伺います。ありがとうございます。

そのほか。どうぞ。坂本さん。

○坂本委員 一つお伺いしたいのですが、小麦の生産量というのは、現在、22年で生産努力目標80万トンなんですけど、これは、日本めん用あるいはその他のめん用に使われるのがほとんどだと思いますが、これはもう伸びないのでしょうか。

と申しますのは、今、少しずつ動きが見られているのは、めん用の小麦粉にグルテンを加えてパンをつくっておられますね。あれ、試食いたしましたけれども、なかなかいいパンの味だと私は感じるんです。

それから、もう一つ、日本でめん用の、小麦の種類はちょっと私、農業が専門でありませんのでわかりませんけれども、その品種を改良して、強力粉みたいにパンができるような小麦の改造ができていくというような情報も、新聞で見せていただきました。

こうやって、日本で特にパン用の小麦粉が大量に輸入されてくるわけですので、全体的な小麦の生産量を伸ばして、それでパン用に流用できるような加工、あるいは改造の方法が見つかれば、小麦の自給も少しは上がってくるのではないかというふうに、素人考えでございしますが、この可能性はどういうふうに。あるのでしょうか、ないのでしょうか。

○農産振興課長 小麦でございしますけれども、ご案内のとおり我が国の小麦は、いわゆる粉でいけば薄力粉に入るのだらうと思うのですけれども、めん用中心でございします。

パン用ということになった場合に、フランスパン的な、ヨーロッパで食べられているようなパンならできると言われておりますが、我が国ではもっとふかふかの白いパンが好まれるということで、なかなかそういう面の消費が進んでいないというのが、現在の消費実態であると思います。

我が国において、もっとパン用の小麦がどうかということにつきましては、北海道を中心に春小麦というのがございまして、これは非常に実需というか、消費者の方々からもっと欲しいというようなことがございまして、私どもとしては、この春小麦を何とかふやすことができないかということでやっているのですが、ただ、春小麦というのは、いかんせん生育期間が短いものですから、普通の一般の小麦に比べますと収量が低いということで、なかなか農家がとりつきにくいという面があることは事実ですが、栽培方法の改善によって春小麦の生産量を上げるということによって、これはチャレンジをしたいということで、今いろいろな実用化のための実証などもやっているということでございます。

まだ、ここまで我が国の小麦生産は到達しておりませんので、これからもいろいろな、このめん用にいたしましても、先ほど室長の方から説明がありましたように、どうも A S W、オーストラリア産のめん用小麦に比べるとやはり評判が悪いものですから、これを品種改良によって評判を上げないと。だんだんよくなっておりますので、それをやりながらここまで到達したいということでございます。

○今村分科会長 よろしゅうございますか。そのほか。

特段なければ、このあたりで今日のところは終わりたいと思うのですが、ただ、私一つ、座長としてちょっと聞いておきたいのは、44 ページに、水田農業経営確立対策、助成金の体系があるのですが、これは大変に条件のいいあれですね、大いにこれを推進してほしいし、その次のホールクロップも、その前か、これもまた、これはこっちの方でありますけれども、僕は別に会長としてではなくて、個人として、農民塾の塾長をやっていますから、あっちこっちへ行っているいろいろ聞くんですね、本音を。

そしたら、これ、地主、土地所有者にいくのは、ある程度いくのはしょうがないかもしれないけれども、本当は汗水垂らしてやっている人にあってほしいわけです。それがまた趣旨なのですが、なかなかそうはいっていない事例があるんですね。

これ、どういうふう調べればと。お役所へ行ったら言われたとおりにやっていますというようなことで、なかなか調べにくいんですね、本当のところは。けれども、どこかでちゃんと調べないとならない。これは非常に難しい問題でね。

つまり、いろいろ補助金だとか助成金だとか、こういうのが本当に生きた金になっているかどうか。出しているということではだめなんですね。生きた金になっているかどうか。それから、方向づけて、方向づけをきちっとやっているかどうかというところが難しいところなんですけれども、これは何かは調べているんですか。

○農産振興課長 12年度から新しい対策に切り替えています、この際に、国からの出るお金について、前は、地主といいますか、使用収益権者ということに限定しておったわけですが、それぞれの地域の話し合いによって、例えばそれは受け手といいますか、実際に耕作する人、受委託でやっている人でもそれは話し合いの結果でいいですよということで、そういう面では方向づけはされていっていると思います。

私どもも現場に入っているいろいろご意見等も伺うわけですが、担い手の方々の中には、全部欲しいという方もいらっしゃるし、これがきちんと出るから自分達に土地が集まるので、それはなかなか一概にいかないよといったような人も、いろいろあるわけですがここはやはりできるだけ担い手を育てるための助成体系にすることが、基本的な方向だと考えています。

それと、実態はどうかということについては、今ちょうど12年度対策が終わりましたので、この1年間の対策の評価をきちっとやろうと、そういう視点で、今アンケート調査をやりまして、農家の人とか市町村の方々に聞いてみようということで、今準備をしているところでございます。

○今村分科会長 よくその努力はわかるけれども、アンケート調査くらいで本当のところはわからないので、話し合いというのもまたいろいろありましてね。だから、一晩酒を飲んで聞き出すしかないということを僕はよくわかっているから、さてさてこの辺をどうするか。だから、政策評価もあるわけでしょう、ここの委員会ではないですけども。これはなかなか難しい問題でね。

だから、強引にこうやれとは、なかなかそれは地域の実情でいかないことはわかっているのですが、こういうのをどうしたらいいのか、本当の意義あるものにするにはね。なかなか難しいものですからね。

だから、株式会社を一つ、もう集落にやっしまえば問題なくなる。確定配当は標準小作料2万円ですと、やればいいわけですよ。確定配当。いろいろやはりその次の政策との関連を常に考えないとならない。そこは、生産政策は、難しいかなと思って。お互いにこれは考えましょう。僕も考えますけれども。委員の皆さん方も、こういうことでいろいろ考えていただきたい。

それからまた、スケールメリットだけ出せばそれでいいのかという問題、そうではなくてまた安全、生産、有機のあり方だとか畜産廃棄物の有効利用とか、さまざまな問題点があるし、地域によっても、あるいは作物によってもいろいろ違いがあります。

いずれにしても、そういうふうにはやっていかななくてはならないし、さらに、多分来年あたりになると、国産の畜産物以外は食べませんという人たちがいっぱいふえてくる可能性もあるんですよね。こういった話は畜産物価格等部会でまた議論すればいいんですけども、やはり先々を考えているプロは、相当いるなという気もするんです。

だから、そういうことも含めていろいろ、もう今日は時間がございませぬけれども、次回、これから議論を非常に広げながら、かつしかし、一番の焦点はまた絞りながら、進めていきたいと思いますので、どうかよろしくお願い、ご協力いただきたいと思います。

本日は本当に初回でございすのに、大変活発なご意見、ありがとうございました。終わります。

なお、次回以降についてはまた、テーマを設定し、それから皆さんのご都合を聞きながら、これから進めていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

午後3時46分 閉会